

栃木県知事 福田富一 殿
栃木県経営管理部文書学事課 御中

令和 3 年 (2021 年) 11 月 8 日

学校法人 白鷗大学
理事長 上岡條二

白鷗大学足利中学校
校長 高久哲史

「いじめ防止対策推進法」第 31 条に基づく「重大事態」の調査報告

白鷗大学足利中学校 2 年生の女子生徒 (以下、「X」と表記する。) が平成 29 年 6 月 24 日から登校できない状況になった事案 (以下「本件事案」という。) につき、「平成 29 年度白鷗大学足利中学校 2 年生不登校事案に係る調査委員会」(以下「第三者委員会」という。) が令和元年 8 月 8 日付で学校法人白鷗大学 (以下「本法人」という。) に提出した調査報告書、及び、本法人と X (未成年者につき法定代理人親権者両親) 間の令和 2 年 12 月 14 日付合意書に基づき X から提出された資料を本法人において検討した結果、X に対する入学直後からの同級生らによる継続的ないじめが「いじめ防止対策推進法」第 28 条に規定する「重大事態」に該当し、白鷗大学足利中学校 (以下「中学校」という。) の設置者である本法人及び中学校において適切な組織を立ち上げ、速やかに同法に定める事実確認の調査をしたうえで、X が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずるべき義務があったのに、本法人及び中学校の責任者らにおいて、同法の理解不足により実効的な事実調査及び十分な支援措置をなしていなかったことが判明した。

平成 29 年 9 月 20 日、本法人及び中学校は、同法第 31 条 1 項に基づき栃木県知事 (栃木県経営管理部文書学事課あて) に対し、重大事態の発生につき報告していたものであるが、今般、上記のとおり本法人及び中学校としての責任、並びに、本件事案発生当時の関係者の責任を明確にしたので、本件事案の最終報告として、同条項に基づき報告する。

(なお、本件事案に起因する本法人の法的責任については、本法人と X 間の前記合意書により本法人が損害賠償義務を認めて、既に支払義務を履行している。)

I 第三者委員会報告書の内容

1 第三者委員会が「いじめ」と認定した事実

事実認定の手法と判断結果の詳細については既に提出済みの調査報告書に譲るが、第三者委員会が認定した「いじめ」の事実は以下のとおりである。

- ① X が 1 年生の 1 学期頃から、既に、A（注：第三者委員会報告書の表記による）を中心とする一部の生徒からの悪口や X を避けるなどのいじめが行われていた。
- ② X が 1 年生の時、A がクラス分けの話題を契機に X がバカだという趣旨の発言をした。
- ③ X が 1 年生の 3 学期に、X はもう一人の生徒 E（注：第三者委員会報告書の表記による。）と二人でクラスから孤立していた。
- ④ 上記の状況の下、平成 29 年 2 月 15 日の X 不在の学年集会において、教員の側から同学年の生徒に対し「そっとしておいてあげてほしい」旨の話をしたため、X との距離の取り方に戸惑いを覚える生徒が増え、結果的に X と距離を置くことになった。
- ⑤ X が 1 年生 3 学期に琴の独奏をした時に、大半の女子生徒と一部の男子生徒が X に不愉快の念を抱かせる態度で接した。
- ⑥ X が 1 年生 3 学期に、少なくともクラスの一部で、X が援助交際をしているとの虚偽の噂を話していた者がいた。

2 第三者委員会が認定した中学校の責任

第三者委員会は、上記の 1 年次の X に対する「いじめ」が X の 2 年次の長期欠席の原因であると認定したうえで、以下の点で中学校の責任を指摘した。

- ① 平成 29 年 2 月 15 日の学年集会で教員が生徒に対して「そっとしておくようにと指示したことは、かえって生徒間の人間関係に重大な悪影響が生じかねないことを容易に認識できたのに、十分な配慮のないまま指示を出した点で責任がある。また、子どもの権利条約第 12 条に定める意見表明権を尊重して、少なくとも X 本人の意思を確認すべきであったのに、本人の同意を得ていなかった点でも責任がある。
- ② X が 1 年生 3 学期に、担任の教諭にもう一人の生徒 E とクラスで孤立している旨の訴えをしており、担任の教諭は深刻ないじめの端緒を得ていたのに学年主任との情報共有だけにとどめ、それ以上の調査を行わなかったこと、及び、1 年生の終わり頃、X の制服が何者かに移動させられた事件につき、X 本人からの訴えがあつたにもかかわらず、担任の教諭がしかるべき調査をしなかったことの不作为には、担当教員らに調査義務を尽くさなかった責任がある。

3 第三者委員会の提言

第三者委員会は、上記の中学校の責任を踏まえて、以下の提言をした。

- ① 子どもの権利、特に意見表明権に対する理解を深めること
- ② いじめに対する組織的な対応を迅速に行うこと

「いじめ防止対策推進法が規定する『いじめの防止等の対策のための組織』が機能していなかったことが、一連のいじめ行為を悪化させた一因であったから、今後、専門家も交えた組織的対応のできる体制を整えるべきである。」と結論付けている。

II 本法人が関係者の懲戒処分の前提として認定した事実

1 合意書に基づく追加資料の意義

前記合意書第 3 項に基づき提出された追加資料には、X に対するいじめが発生した最初の時点である入学直後の平成 28 年（2016 年）4 月から、不登校の事態が解消されないままに卒業した令和元年（2019 年）3 月までのいじめの実態及び X の両親からなされた中学校に対する要請と同校の対応の詳細が記されている。留意すべきは、前記第三者委員会報告書は、X が 2 年生に進級した後の 2017 年 6 月 24 日から、通常のクラスで授業を受けることができない状況になった時点に焦点を合わせて、それ以前のいじめの実態と中学校の対応等について事実調査の結果と提言を報告しているが、X に対するいじめは中学校入学直後から始まり、いじめに起因する不定愁訴と不登校という結果は X の中学校卒業まで継続したということである。言い換えれば、第三者委員会が中学校の責任を問う前提として調査報告書の中で言及した事実は、いじめ問題に対する中学校の責任を問うという全体的な枠組みの中では一部の事件であり、X に対する中学校の責任は、第三者委員会が認定した事実よりも広範でかつ深刻であったということである。

2 本法人が第三者委員会報告書のほか追加資料をも加味して認定した事実

(1) いじめ防止対策推進法の理解不足

本件事案の発生は平成 28 年（2016 年）4 月に遡るが、平成 25 年（2013 年）には「いじめ防止対策推進法」が施行されていたのであるから、中学校としては、この法律に則っていじめ問題に対処する必要があるといえる。同法による「いじめ」の定義によれば、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」のであるから、X の学校（担当教諭）に対する訴えは「いじめ」に該当する。さらに、X は心療内科にて「身体表現性障害」という診断名を付された不定愁訴（嘔吐、発熱、起床困難などの身体的異変）により長期間にわたって通常授業を受けることができず不登校を余儀なくされたのであるから、同法第 28 条 1 項の定める「重大事態」に該当する。したがって中学

校は、設置者である本法人に重大事態の発生を通知するとともに、重大事態に対処するための組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う必要があった。

しかし、クラス担任の教諭、学年主任の教諭、中学校の管理責任者である教頭及び校長は、X の両親からの要望をうけて一定の措置を講じたことは認められるものの、「いじめ防止対策推進法」が想定している十分な事実調査を行わなかったために、X の重大事態を解消する実効的な措置を講ずることができなかった。

(2) 中学校の側の不適切な対応

各関係者のいじめ問題に対する主観的な善意は疑いないとしても、いじめ問題に対処する際の実事調査の方法や被害児童に対する接し方等のノウハウに通じておらず、結果的に間違った方法により事態をさらに悪化させたといえる。そのいくつかを指摘すると次のようになる。

- ① まず、基本的な姿勢として、生徒からいじめの申立てがあった場合には「いじめはある」との前提で、学校側は解決のための対応をする必要があるのに、本件事案では、中学校側は「いじめの証拠がない」以上いじめを行っている生徒への指導や是正措置はできないという、一見中立の姿勢を取ったこと。
- ② 担任の教諭は X からのいじめの申立てを受けながら、事実確認をせずに本人の「思い違い」として処理する例があり、X の側に不信感を抱かせるに至ったこと。
- ③ いじめ行為の事実確認には、生徒集団内の力学（隠べいの同調圧力）を考慮して工夫求められるが、中学校側が採った事実確認の方法は、個別の嫌疑者に直接問いただすとか、型どおりの全生徒への一斉アンケートを実施するとか、いじめの実態解明にはおよそ結びつかない手法を採用したこと。
- ④ X が最も信頼を寄せていたカウンセラーを、人事異動を機に X の担当から外すなどの対応をしたために、X の側に不信感を抱かせるに至ったこと。
- ⑤ 校長及び教頭、さらには担任教諭が、X に対するいじめの解消を図らなければならない義務を負っているのに、解消策として転校が最善の策であるかのように X の側に受け止められる発言をしたこと。
- ⑥ 重大事態の端緒を得た場合には、直ちに学校の設置者に通知して適切な対応を求めるべきであったのに、これを怠った結果、本法人による第三者委員会の設置が遅れたこと。
- ⑦ 第三者委員会の報告書の公表後に、校長が、調査委員会設置要綱では想定されていない、認定事実に対する「事実上の反論」の文書を X 及び栃木県知事に送付したこと。
- ⑧ X の卒業のために便法として認めた出席扱いの特例措置の合意が、担当教諭の大幅な遅刻等による不履行の結果、X に対する「嫌がらせ」であるかのように受け止められたこと。

Ⅲ 関係者に対する懲戒処分

本法人は、第三者委員会の調査報告書の事実認定に加えて、追加資料から伺えるその後の事実が X に及ぼした影響を考慮すれば、2016 年 4 月から 2019 年 3 月まで、X の中学校在籍期間全体にわたるいじめ問題に対する中学校全体の責任は免れないと考える。また、学校設置者としての本法人にも、傘下の中学校に「いじめ防止対策推進法」の周知徹底を図り、いじめ問題に適切に対処する組織を設置するという義務を負っていたにもかかわらずこの義務を尽くしていなかった点において責任があるといわなければならない。この点を明確にするために、本法人と中学校は本件事案の責任につき、中学校のホームページにて公表する所存である。

本事案につき、最終的に責任を負うのは本法人及び中学校という組織体ではあるが、個別具体的な行為については、当時責任を負う立場にあった当事者の責任も否定できないので、本法人は、当時の中学校の運営責任者であった校長及び教頭、並びに、X の保護に責任を負っていた学年主任及び担任教諭については、就業規則に基づき懲戒処分に付するのを相当と考えた。

各関係者の責任は、「いじめ防止対策推進法」の理解不足に起因する不適切な対応により X の重大事態の解消を実現できなかったという意味で、法令に従わなかった不相当なものであったと評価して、本年 3 月 19 日付で「譴責」処分に付した次第である（ただし、現職を退いている前校長及び前教頭については、当時の責任の所在は明確にしたが、規程上、懲戒処分の対象とはならなかった。）

Ⅳ 中学校が策定した改善策

中学校が第三者委員会の提言を受けて策定した改善策は次のとおりである。

- ① いじめと疑われる行為に対する指導においては、個々の教員の判断や力量に任せることなく、学校全体が組織として生徒に対する指導・支援に当たることが必要であることを強く意識し、対応後の事後報告ではなく、事前に情報を共有して協議し、チームで働くことを教職員全員で徹底する。
- ② 中学校が作成した「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、校内組織として設置した各組織（「いじめ対策委員会」「生徒指導部会」「補導委員会」「教育相談部会」「校内生徒指導連絡会」）等を有機的に連携させて、全教職員で、いじめの防止や問題の解決に全力で取り組む。
- ③ 子どもの権利、特に意見表明権に対する理解を深めるための研修を積むなどして、教職員全員が子どもの権利条約に対する理解を深める努力をする。

以上